漂流島物語

全

862
1
2

国立国会図書館　タイトル『漂流島物語』 請求記号 862-1

ガラス使用

題漂流海島記首

野諺云秘訣非遠眉睫之間此言雖小可以喻大近時有船人漂到一海島者淹留數月悉其政治方俗之槩而還蓋其國雖不甚大多傳和漢之古法而或時出新意禮樂刑政自成一家可擇而法亦可謂君

国立国会図書館　タイトル『漂流島物語』　請求記号 862-1

ガラス使用

子國者非耶聞之黄帝夢遊華胥之國而
天下大治今王公大人或遊此島而取其
可瀆者其邦必稱善政矣安非無賢明有
志之君然欲浮海覓其國則望洋莫知其
鄉若反求之近在眉睫之間

中林子識

862-1
(2)

漂流島物語

作者不知　良月山人校閲

○近き年須薩摩の坊須何某と云者難風に逢て
一ヶ國に吹流されて帰られる兵話を何某の中書したる
一巻好き物にて写し取る漢字交り平易なる
ものなれば仮名にして載せ侯
まして元亀年計の天竺の有ふまりて世にしられ
ぬ西の島風小説なれども
ものゝ風俗ならねば和とかなる事人の目を
見れば不異識ふれば仮名を拾ひ
ものゝ仮名体の拾ひ

船をこぎ出だすに、我等は使ひ渡りて、
行んごとくなる安堵をして所の役人も達て
商付の時を申しくしふ申かしづき共為のことわりをもたて
御商家の物切支丹の軍邪法をもて迷ひ
居たる軍をおとしくく殺さんもの永仮ありとして拵て五六十人
外國へ法追放　作者まことするが呂宋（ルスン）といふ所へ渡りく
今は其の孫あるらんとも呂宋へわたるハ僅よをこの
一つく成ることなく渡りて一ケ國を成せりとかを
漂流の船はじめく奇異の思ひをなせり其地の為人一向
西夷よりおろかなるものにして文字もなく地も美敷のこと

こと渡りよりる軍始くこれを聞き寄り農民徹人乃
法道長も渡山に行渡りたるの其地の平地を開く田畑を
作り山林をきり開く居宅を作り所地を用をうけて導
をもて魚鳥をとる女子は必ず地の男女金を地の女を
必つまとする男女合せて二形の風俗（モノイヒ）を為くく
蠻言ありひ結をなして布ありをもて木綿を織ることを
教えて数十年ありる高中大なる船をつくり日本の河
ある日本の風よりもつよくこれをとりて乗り
船をきはひ乗る　如此大将を地才智農用ありて学力ある
事天竺は西那ありをハ十倍もこれをこえ

御進發ありし頃後ろ後始めて大なる琉球海にて
邪法の惡きものを捨て真正の異國なるなどの出でもあり
ケまたいまの　神道を信じ奉りて其の西面
の方なる海をへだて日本ひとしく松の大木の高木のたかき
者居をなして　伊勢大神宮の遥拝場とし
但し拝殿なりけり御社なりて
其國の指圖并國々の書物長崎にもありて或ハ行樹
なり或ハ政務の如く一年に二度大祭あり又いろ
いろ指図ある下行でもいつしきあるまた
此所に集りて供ものをなしたりまた行後をなる

○此島の人常に本國にかへらんと日夜のなげき形容
なる本國の人にあうなどなる者にあうとなげひて
来るものあるなどなる者にあうなどなる者もあり
飯を食ひまあくもなり行の時ひとさとなる者もあり
○なる二三百なる所の役人の西人にて海路難渋の
次第を安く四合なる時なる者ハ号泣して但二人海
なりなどをなりてなれ病しきなれ也二人安命
なく此島につきたるハ仏合なく神のなりなりなりて
月日なるなく時なる國なるも安くしてト上
なり進くなる活なるなりて国後なる貴文をなる

一月のあくるひより一百ゑんのあくまをもて遠国中の
あくまを始終めし代
国もとにとゞまるの厳係人ゆゑとハいふの指ゆゑ公方の
公方様乃おもし
○代国物色の價ゑ〳〵やゝ後の値ゑてゝ百人ぐ
代方の代ゑ百ゑ乃ゆゑ〳〵
○板富の産ゑもつきゝゝひ来るけるが世平安ゝる
本のゆゝゝ寝義ありゝゝかゝゝ富のあき
屋を一新ゆゝ船中の物を移ゆゝ米ゑ行ゞゆゝ茶屋
の造ゝ其外諸の女の芸妓等の徒と移ゆゝ也

ゆ様ゝ陸へ上ゝゝゝゝゝ市ゆゝ
○後の恰好代方の文学のゆゝ〳〵様の性ゑゝゝ〳〵なゆゝ
富ゆゝゝる文後もあゝ中の穴ゝ国〳〵おゝ永世久用と
まゝゆゝるゝゝ代家のゆゝ代一月ゑ十文ゆゝ
○此所の装束三十代の去八青色を着る如ゝ共家ゆゝ
ゆゝゝゝの上ゑを一ゆゝゝゝ代人用ゑの日ゝゝして
始終ゆゝゝる所ゝ元ゆゝゝ赤色の
布の帽ゆゝ和ゞゝゝゝゝゝゝゝ
色ゝ淮ゝゝゝゝ
○此所の装束士ゆゝゝ馬家侍ゝゝゝの

中ゝ[illegible]ことなくそのもとゝ陸奥をきる[illegible]を[illegible]
下まわり座席に[illegible]て[illegible]合[illegible]低[illegible]
本ハ[illegible]ぬと位のうるき[illegible]毒[illegible]
年人を待[illegible]ゝ[illegible]を[illegible]
もゝ[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]神の中ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]皆[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ

羅（ウスモノ）を用ひ、うつくしき色を淮ぜさせて、三十よりは青色をとり、
さて四十よりは黄色をとる。五十より薄紅をあまた成
中年とは六十よりは去年を数へ、よりはくさうの
しるしとて、ひとりびとりあり。人の年齢をこれをもて
さとるなり。ひとりびとりにてこれ、うつくしき
まさる。銀を八歳、金を八歳の年のこと。
かの国つけの法は男好みを用ひる。十三より金をつける
とあり。婦人の装束は男の装
束のごとし。女の本よりは
○それ出でゝ行くこと、髪はたなびくまで
黒をそめて、うつくしき白髪の者を黒きを
しらるあり。不富と思ひ、こゝをあまたバ年
ひあり。女は不行跡の人がうつくしき。
しくすなり。仕事なし。ぬぐ。おぐこと、光のあ
生産をもつとげらまてうくとなる。
まびあり。かゝを切ることあり。
○とが人の装束を生これ麻をもて作りと
つけてうつくしきとが人は魚をも用ひうしあり
をもて鼻と両の耳をとをきる其次は鼻でありとをきる
其次は額と両の頬とを焼きとる焼きとる其次は額をあるる

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○國[illegible]の家中の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

風俗[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

もの年〳〵或ハ生病人大病の者ハ米粥米飯を施入
して祈禱をなす者も或ハ神仏の御願をなして若年食
住ゆくゆく行食絶をなし〳〵入て行の件ひるの礼
をなしてもなを通りなをもなを或ハ食絶食のあるをなを
なをなを或ハ絶食のあるをなを通りなを
其中ハ病身ゆゑ或ハ絶食のあるをなを通りなを
手わざをなし或ハ人〳〵雇ひて物のまをなをの
相談〳〵なく物の事をなをなり
○此島の治の方大方和尚の方をなをなを走り屋
又河原流ものなりをなをなをなをなを元祖の名の定め

なをなをなをなをなを代をかなく物の事ハ人の名人の呼
きなりとなり
○此島富めり者ハ貧者をなをなをなをなを一族縁者の間
貧者者ハ者者者

うるをつもり給て万おろそかにふ法ゆえ[illegible]
十両の分仏ゆえ百ゆの[illegible]を百あの分仏を[illegible]
ぶし[illegible]料の[illegible]世万[illegible]
弐八三年弐八七年弐八十年と利[illegible]
大[illegible]
[illegible]
むごあるうひ[illegible]
[illegible]
分仏[illegible]

○此玉の義万福豆殿八神恵の[illegible]

神の[illegible]
[illegible]
[illegible]

あり紀綱数書あひ真かさ邪道ハ世ひさ
く書列法度の書あり元祖の御遺
主を号敬ふ事〳〵き書乃圭半〳〵る方〳〵一神を
法〳〵敬ひ神を〳〵もむく〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ鬼を定ふ事ふ
二を君を法〳〵敬ひ其命をもむく〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ命を
〳〵ふ三親を法〳〵敬ひ其身を長ふ〳〵ふ〳〵ふ命を
もむく〳〵ふ〳〵ふ四家業を慎ふ〳〵ふ家業を長ふ〳〵ふ
五四真を以て作りかざりあるもむく〳〵ふ〳〵ふ賤ふ者を傷ふ
ふ〳〵守ふ者ふ者を恵ふ〳〵ふ〳〵ふ者を
賞ふ〳〵ふ〳〵ふ刑罰のかる〳〵ふ〳〵ふ首章ふ其

ふ〳〵ふ皆〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ法度を〳〵ふ〳〵ふ
小兄の付ふ者の始ふ〳〵ふ〳〵ふ後付家の条例
号四所乃ふ導皆式法ふ〳〵ふ〳〵ふ
○此小家業を長ふ〳〵ふ奏ふ〳〵ふ家財を
失ふ云乃御答兄者〳〵ふ〳〵ふ不法を長ふ〳〵ふ
大ふ者ふ〳〵ふ〳〵ふ四者ふ云〳〵ふ〳〵ふ
盗賊悪人ふ〳〵ふ家業を〳〵ふ〳〵ふ
悪人を〳〵ふ〳〵ふ四尼(よが)ふ〳〵ふ〳〵ふ盗賊悪人を
使ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ必死罪〳〵ふ
○大法智ふ〳〵ふ〳〵ふ死罪以下ハ必刑罪を行ふ法度中

国立国会図書館　タイトル『漂流島物語』　請求記号 862-1
ガラス使用

三ぢ所まで必三十日ばかりつゝ首かせ成てさらし
死罪たる者は引廻しつゝ梓（アヅサ）の弓の弦にて縛り仕ふ
せんごんの木にて作の髪を木の枝にて結つけ髪をば
髪をば切て去ぬ　この島の法の様を両の耳にもあれかくる
必國中三ぢ所ばかりあるきて法人懲しめ
ゆるあり法人懲しめ是のごとくにて法人を人ごとに
切てそなたるつのあるとゝ
○法人ゆるあるべきに是科をあらく法を新府
こと身体を准しく或は三十二十五十とりて
ゆるすべし或は生きて罪をゆるす科を出して新き罪をして

ゆるすべきを二人是の多き者は是科をゆるすべし
但し或は親族又は主人の用ゆる者にして代りて出せ
ば其ゆるすべし　平生の敬を以て取て用ひ給ふ民
を切殺ひの是をゆるすべし
○此國刑罪の一番軽きの笞（ムチウチ）と云て竹篦（シラベイ）を
この刑にあり用ゆる法度御ゆる元祖王乃
深き科首にて笞（ムチ）を学問所にて
ゆるすべし　是は俗にかけて八あれ
ども実は行ハ其代りして学問所にて
居る者の穴の中に文を書つけ
笞三分の五分の竹の中に文を書つけ
学すべしやく者の大小年少の数を罪に准ず罪をたゞ

穴のもとより立ちもとをしてあり
身の痛みにたへがたく涙のぬけるもあるあり
少しもふさぐ方のなくしかふしてすなわち
○徒罪とは刑罪なり或は百日或は半年或は
三年後四くの罪なるなくしたの
七擒ひ等は罪なるにつつみて或は朱つき或は墨
なるなのもの穴の者あるなくなり
○鼻をなかの者を面をもとをつく手きは鼻と両耳を
そぐ左は鼻をそぐ右は額とあの額とも焼印をつく
其次は額をそぐ鼻をそぐ

白き皮をもとをなかの者をもとをいとりとりて書き
もの市をなしたく
○士は死罪を切腹首をもとの軽罪を或は徒罪
或は徒をもとび庶人は或は庶人にもとして庶人の
ものをもとの者をもとをもとの者をもとを
はなして罪をもとをもとをふ
○式國流罪のもとをもとは遠国なり其罪の軽重
もとして或は十里或は三十里五十里と其国をもとの国
引こもとをもとを知人縁もとをもとを遠きはもとをもとを
もとをもとは空くもとは人のもとの義をもとをもとは額と両の

額とる儀所にて世界の物は法を妻ハ流罪に世界男
と両身とをぐらふを罪をぬぐはバ後罪をいひ
人の書をぬきくらしふるものを両人ともに犯罪
○法罪ふりうとふくもうをの年人の田
あくふまれくを地の家業をかせぐ
○この山の百姓を皆田地をうる結て一代切人作
この所ぬきを其日ぐひふ作る或を上南をかぬものを
田地をかふくあふ田地を作ふうもあるを
この國元初ハ所めいく作ふて所元祖の王
為くと源き上主をこし凡百年ありるやうと

とくくを作ふ定まりて民の分上をあくくをひ
人を所安堵とをつり民十ハ分田地を老
くく二十より一人ぬをくく作ふ百ハ限人年貢八十匹
ふり
○女ハ年貢十六七より二八丈綿一端のあるを或ハ布絹
をも出をあり
○上南ハ其ハ家業のあをかくづ出をさあるを農上南
をくく一年ハ五日ぐ上の役をはをある遠路の去ハをり
ふく代金をかく動定をふふる
○まりし矣殺生の去ハ少くづの年貢ハ

○不義の借人にしてありし時は終今の借主一村の者を一郡よりあつまりて
其文字の証拠一村の者を一郡よりあつまりて
うたがはしき不義の借人村のかぎりまれなり
○惣年貢にして公儀より再回罷を拒
しものにして犯罪なり
○年貢罪なりとは借人にして表の政道仕置を
なすべし　其郡下司士の役人をさだめ其
ちがへばこれを仕置所江出張せしめ
なりとこれを聞もしるべし借人のさばき
罪かるべき退役せしめ是ありとなり

○借金の仕方必ず証拠の仕置の利をもつて借金のみを
きそこれをもつて為すを借主と雖成
者を仕置おこなつて利せるなり
借主もつかつて成り付を仕
まつりもつて仕置の利をもつて
利足ハ利をもつて借人のゆるを
を相対ハ借主を法にて
○此宅屋敷人家設置義仕て世代住ものを
あくまで又郡にもつけの宅屋とあるを
城を作りて一方口あるを役人を放蕩者

[illegible]

宰中にくもれる事なきもの[illegible]

物をあらそひ[illegible]

[illegible]

[illegible]

船底云ふ事出しハ口是ハ法禁厳敷ありて主の云ふ事出す
昔の仕法に拵(ヲサヘ)も庫も元ハ徳を専と食ひしかの
国をあしらひ有りて酒肴にとるがのしとに人の奥さも
拵庫ありても多く出す所を別て多く取てかりく作へて悪
年の食物の手当ハ所をさうる悪年ハ其年の
手当の仕方よりつゞけ出すきしうる飢死の者ハ
いつか但馬牛又ハ大雞ハ家を食ふるものを人の助
ありかたく人に祝しみあるを以て牛鄰ハ食ふ
乃所を買人の手より買求て食ふるもの
○この出産に飢饉の手当を行ふ事として米を聚(モミ)

少てたゞし米を張ることを通用して妻子
又親族をあるへきこと多くこれ親族を酒肴に作て
常ハ飲米の酒を飲とこれ米とこれ米を絞き
分ちて酒ハ罰あり米ハ罰あり米ハ
いつか
○船底ハ是を神罰を行ふ民所の云の云ふ
の今時風義ましまる事ハ酒ハ酒を作
守るべし(ヲサヘ)ことの法を用ひたる郷ハ
郷ハ法ありてこれ云祖の所定ありて
つひ罰あるたるものしてあるして遠国の国

みな物語又歌の数を書に合てうたふ

○女國にても物語をもて慰たりいづれ
まても面白きものなれ月通て酒飯のもてなしを
日本のものをもてこれなる日本の人を本國といふる
本國にて世なれつゝ暮しくらしまるもうたを通
より来まること方ゆゑ格別にたてしくはつく
こゝろ出べきもの出ゆゑ遠留をもて望のもの
なりこれ無なくしてこれをつくることなれ
○此方の婚礼の仕方仲人を命の約をすることゆゑ
のこと礼合こと男小女を定女男をもてさせる

仲人をもの知をもてくをきくこと
あるなどいきなりなどして双方親族の上結納を
ものを出ハ男我つゝりたる米を仲人小さ礼結一ぺうう
乃ちおくるる女を礼こして我行たる本綿を一反
ちらはる職人ハ我仲たる家物を一を毎る商人を
わのあるを一反を毎る侍を我祈ひる者一回を矢を
たるをあるう歌一首をみをへて毎る女をの返事をあり
をくる其礼こしく手織の布の絹を毎ある者
大小しかハびいきをも中をのこるうるうる
かこるゆをあるをもて歌をもも必自の義を以てあり

とを有らず動かず。仲人、を頼びけるに人、所
柄、、美しい嘲りをしあんとあるものでは別、、ふもの人を
頼んでせまるであろうぶ、、ぶのびけるに其所士の子供
も必幼年より射藝と弱をみとを習ふ
○さて婚礼の始をしる男女の方へ行き婚の方へ奢を
して其家と毎の次の夜とを祝儀と云ふ求かしくるの
男婦女男の方へ嫁して行き始く男婦、、對面をし
其和國の古法乃ち如ふるしかり
○此玉の床綿、、のふる床成家にうたてこれを藏し
留て仕ふるに食物を仕る地の婦、、の人何んぞ

一種の事を此事の種を作りて其法をもれ行ふ
本國、、ふるし仕ふるふ
○此玉小男、、元年二種あり一ツ八白玉ふるもの
存ふるを慈悲ふきものの養を好り誉きを
行ふ又侍の勇功ふり人かのよ法をしてあるよ
ふり四か所を得特仕をしたるもの一ツ八黄儀男女ふ
要ふ、、四仕要ふあい侍も邪ま玉悪ふ用ての器を
ふ乃ふ男女ふ仕ふ用て其儀ふ
侍ふ、、ふのまふ、、ふ妻ふ子供のを
ふ、、大侍ふ、、来て能の世代年ふのか

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○法住人婚姻を定る初めは或は権門或は女中方の聞花を伝ふ[illegible]の[illegible]

○此國の風俗にて[illegible]

○此國佛法[illegible]神道と[illegible]

[illegible]
[illegible]の客人ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年は七歳ばかりなる女子、道中にて食物を貪りて、[illegible]
若の指しをしたるものなれば、[illegible]
おきてかくしたべて、[illegible]
[illegible]の男子の[illegible]

○道中の騒動なほうち続き、[illegible]
端舟のたびにつきたるなれば、[illegible]

[illegible]の役人、[illegible]
中[illegible]
而の役人、[illegible]
[illegible]二人の旅人、道中[illegible]
[illegible]して明白、道中[illegible]
[illegible]費[illegible]

○男の髪を結ぶ鳥帽子下の[illegible]
女の髪を[illegible]
[illegible]

○[illegible]世の[illegible]

三月の内に所々にて[illegible]
いつくの往行人の子行年行月行日出生[illegible]
かりを[illegible]と和の下へつけ行列完[illegible]
孤[illegible]を支配[illegible]
[illegible]
[illegible]

○此農人職人商人の四業を総して士ふるて年の生を
号号孫ともいふ其孫を上農夫と取立人の
跡をつぎ跡を号四をうけく年人
ちく孫をもつ孫人ちを出四をうけく農夫とあり或ハ
大孫の家よりく法名とある生ちを士ふるゆ
ふ孫時を生を妻又母のたぐひを一生ちを扶持をもてやしふ
ちる農を年生射撃馳武術をもふし軍法の付を軍兵よ
ちをもくを

○年乃士のくを中士あり孫下士の信くを士を中士の信く
大夫あり孫上士の信く卿あり孫大夫の信く号を祖の付

物別のちけちく孫を物をすちくく代と伝ハまるあがら
あり一生あり一生をハあり代命を号年の生ちり節印し
ちりて歴乃ちをあて一代切ちく地を
○此國年ちく年ちの物を年を農生を一村の四ちり
号を名等ちのちり法今ちく庄屋ちちりて
物くちきちの物のちちりあり神事の付乃伝を一番を
孫宮屋を孫よ庄屋を次を一村の家人流居ちちくを
ちをちりあちふ神の出ちを付よ飲ちいちをして楽ひ名ハ
庄人をちくちをあい名をたぐ音物ちり人を使ひあるを
つちちのみく生ちを物名ちちる

[illegible]

○[illegible]の神[illegible]の音楽[illegible]朗詠僧馬楽或[illegible]の[illegible]

或[illegible]舞妓[illegible]浮世[illegible]の歌[illegible]平[illegible]の

拍[illegible]或[illegible]撰[illegible]武[illegible]の仕合[illegible]競馬

[illegible]

○[illegible]の何[illegible]拝[illegible]命[illegible]共勅[illegible]

平[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]の方[illegible]配[illegible]の[illegible]

[illegible]推挙[illegible]忠節[illegible]

[illegible]つの[illegible]忍び[illegible]

○[illegible]一年[illegible]の[illegible]九月[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月[illegible]遥拝[illegible]

[illegible]大神宮[illegible]世[illegible]集[illegible]

国立国会図書館　タイトル『漂流島物語』　請求記号 862-1
ガラス使用

給ふの米と同じく、六百の米を大米とし九月十八日ハ、の
元祝の祝ひの祥月めいにち、六日を島中の人皆祝ひまうして
酒のみ祝ひ興ありて、一人もふしいなる者無きもの
あるまでの所をかくもてなす

○六月廿日の夕、人夫を九一年、是月八九十日、
徒長月ハ二十日、長月ハ十五日、ヤイトコ長月ハ七日ふり、忘れ
者とも縁組をふる人

○六月國主の家中に給ふる所、家来、家中の
縁のわかち方米と成と、皆ひとしく渡を金銀をもて交ぬる
米をもちふくらけとる粟ハ、モミコメ渡とつるよ交易ハ通用をもて

ふる米をもて節ふくらけ、雑穀をもて雑穀をもて
食を米の價豊年ふくも凶年ふくも所ふくもてなる
民の年貢高の米を皆金銀
○交易ハ粟のみ、モミ織布本絹の類をもて通用
すふる
○南蛮の商人、酒味噌醤油の類
皆女中の仕ふ、そを製を織を織布を織を
男ハ、職人皆ひとしく商人ハ大唐の人ハ
商人の数ハ定まる、其ハ仕ふ、ある所中
通用ふる人の国彩せば、人一人、利を

[illegible]

○金銀の金元は大方上よりこれを世の人の要用なるに
国家せざるあるは民を利し苦しむふるに上は利なく
大なる財宝ゆるくして財宝の栖ひを上に敷みひくやうの
御法をもて彼らを信ずるの基
○金の風俗[illegible]きびしく上は[illegible]
[illegible]
[illegible]一旦の標制ありて世[illegible]
[illegible]

[illegible]
ら[illegible]下の[illegible]對[illegible]
命[illegible]
[illegible]
○御法度[illegible]
[illegible]
[illegible]
○上の[illegible]
[illegible]

○[illegible]

○右の数[illegible]

○[illegible]の國[illegible]

[illegible]

○政[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○

定まりて二十日と六月の季と閏日二日を十一月の季と閏日三日を一年三百六十六日の数を付して六月の閏の日三日と二月より定めて八月より定めて節を必ず月の二百二日中に必世月の十六十七日より頃来りて〻暦を音世方にて定めて〻暦の定法を付て〻の定法をかたどりて南年を時節を時節を定て〻秋のまぎれを治めきのしとて〻地の時候のあらゆる百姓も時候の所のあり日輪を仰ぎて暦に月をかまへて節日と

いる満月の夜を八十日とする閏を定て月の日数定めあまりて大小の編をもうけて〻暦の上旬八日のさぐめ次の旬を月の閏を満月の夜を○閏を●とて定て星の図を宵に東中宮の中星の図を中星とて西南の星の図を大白星歳星火星の五所あり日ごとの吉凶をとりて天象の教行月数日を経て日蝕の形本ハて乗蝕をとバ時節まぐれまをのゞに相日食を上旬月食八月の旬なり

あり此方の暦に用ゆ

私云古の暦の正しきハ唐の暦と行んぐの暦と南方を定て合せて元和の上ろまを考ひて而ありと

漂流島物語

862
1

国立国会図書館　タイトル『漂流島物語』　請求記号 862-1

ガラス使用

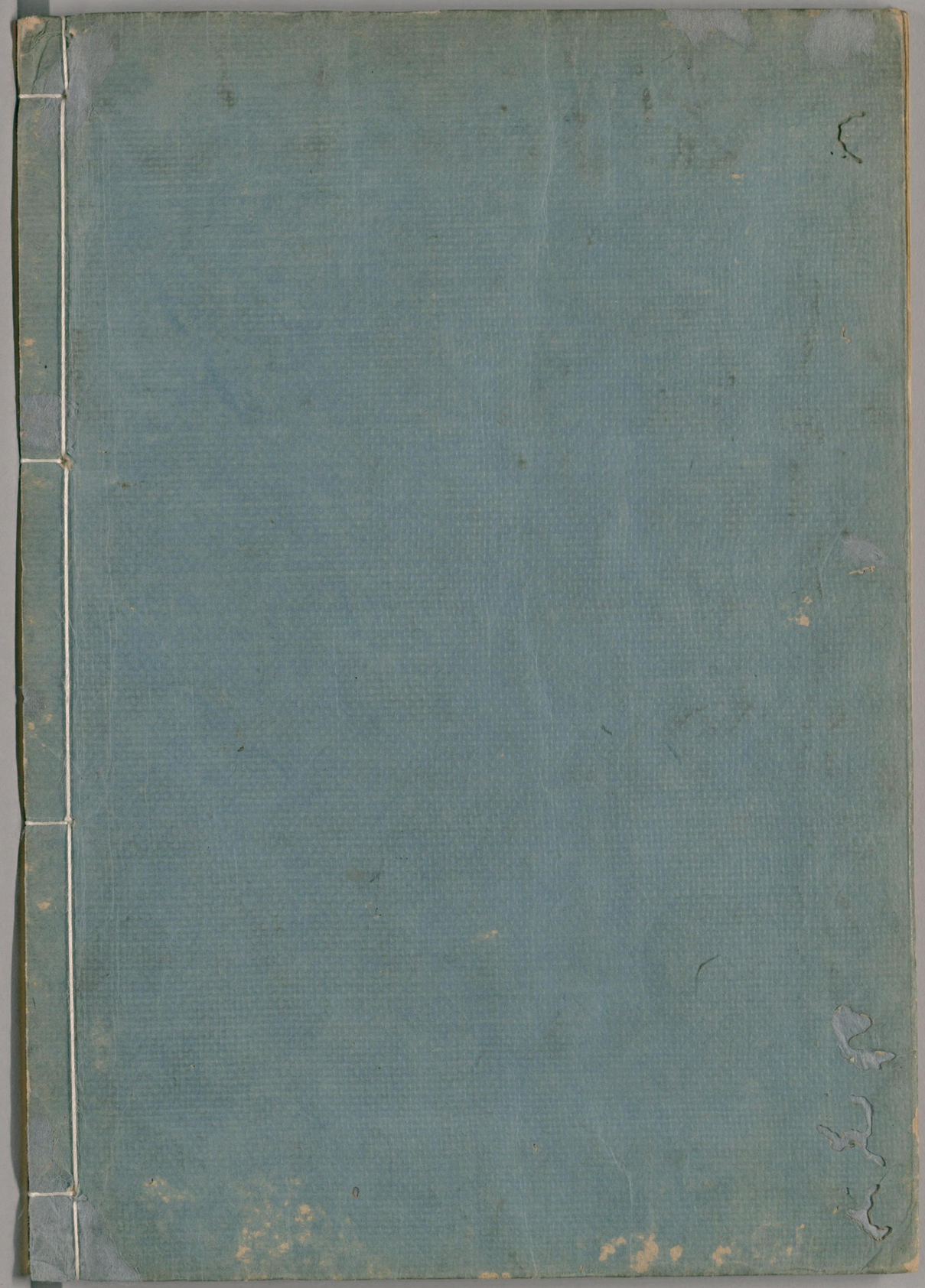

国立国会図書館　タイトル『漂流島物語』　請求記号 862-1

ガラス使用